

議案第10号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前						
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育機関 鳥取県教育センター設置条例（昭和48年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された鳥取県教育センター、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立図書館並びに鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）第2条の規定により設置された鳥取県立博物館をいう。</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 教育長、次長、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p>				<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育機関 鳥取県教育センター設置条例（昭和48年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された鳥取県教育センター、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立図書館、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）第2条の規定により設置された鳥取県立博物館、鳥取県埋蔵文化財センター設置条例（昭和57年鳥取県条例第14号）第1条の規定により設置された鳥取県埋蔵文化財センター並びに鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第1条の規定により設置された鳥取県立むきばんだ史跡公園をいう。</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 教育長、次長、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p>						
組織		正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	組織		正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	
略				略						
2 教育機関	略	大山青年の家	所長	主務係長	2 教育機関	略	大山青年の家	所長	主務係長	
							埋蔵文化財センター	所長	次長	主務室長又は主務係長

略				

2 略

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1～4 略

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任 免に 関す る事 務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項の規定により設置された学校運営協議会の委員の任免（特別支援学校に係るものに限る。）			○	
二 教 育職 員免 許法 に関 する 事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。） (1)・(2) 略 略				
三 学 校教 育法 に関 する 事務	略				
四 そ の他 の業	略				

			長（室に置かれる係長を除く。）
むきばんだ 史跡公園	所長	次長	
略			

2 略

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1～4 略

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
二 教 育職 員免 許法 に関 する 事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。） (1)・(2) 略 略				
二 学 校教 育法 に関 する 事務	略				
三 そ の他 の業	略				

務に  
関す  
る事  
務

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一任 免に 関す る事 務	1 非常勤職員 (県が任用する 外国語指導助手 に限る。)の任 免その他の人事				○
	2 地方教育行政 の組織及び運営 に関する法律第 47条の6第1項 の規定により設 置された学校運 営協議会の委員 の任免(高等学 校に係るものに 限る。)			○	
略					

7 略

8 略

務に  
関す  
る事  
務

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一任 免に 関す る事 務	1 非常勤職員 (県が任用する 外国語指導助手 に限る。)の任 免その他の人事				○
略					

7 略

8 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一文 化財 に 関 す る 事 務	1 文化財の指定 又は解除	○			

9 略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。